

S－GAP農場更新評価に関する事務処理要領

令和3年7月1日農林部長決裁

令和3年12月6日一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、S－GAP農場評価制度実施要綱（以下「要綱」という。）及びS－GAP農場評価制度実施要領（以下「基本要領」という。）第10条に規定する実践農場の更新評価の際の事務手続きを定める。

(更新申請の手続き)

第2条 実践農場の更新を希望する者は、要綱第7条3項に規定する有効期間が終了する2か月前までに、基本要領第2条に基づき、S－GAP農場評価更新申請書（様式1）（以下「更新申請書」という。）にチェックシート（要綱別添1）を添付し、事務所所在地の存する市町村を管轄する農林振興センター所長に提出できる。

(更新申請書の受理)

第3条 更新申請書が提出された農林振興センター所長は、遅滞なく当該申請書を審査し、その内容が適正と認められる場合は、それを受理する。
更新申請書の記載事項や添付書類の不備など、申請形式上の要件に適合しない場合は、速やかに申請者に対し相当の期間を定めて補正を求める。

(評価日の決定)

第4条 更新申請書を受理した農林振興センターは、申請者と速やかに日程調整を行い、評価日を決定する。
農林振興センターは、農産物安全課及び申請事案に関連する他の農林振興センターの支援が必要と判断される場合は、評価日までに農産物安全課に支援要請等を行う。

(評価)

第5条 農場の評価は、要綱第5条に規定するS－GAP農場評価員が、要綱第7条1項に基づき、S－GAP農場評価シート（要綱別添2）及び別に定める「S－GAP判断マニュアル」に基づき実施する。
ただし、要綱別添2及び「S－GAP判断マニュアル」を別添1「更新用S－GAP農場評価シート」及び「更新用S－GAP判断マニュアル」に替えることができる。

2 ただし、別添1「更新用S-GAP農場評価シート」及び「更新用S-GAP判断マニュアル」を用いて評価を実施する場合でも、有効期間内に当該農場の経営内容や環境等に変化が認められ、その変化内容に関する評価項目が必須項目にない場合は、該当する評価項目について追加で確認・評価を実施する。

また、経営内容や環境等に変化が認められなかった場合でも、別添1更新用S-GAP農場評価シート」の必須項目以外から数項目を無作為に選択し、評価を実施する。

(評価結果の通知)

第6条 農林振興センター所長は、基本要領第7条に基づき、S-GAP農場評価の結果についてS-GAP農場評価結果書(様式2)を申請者に通知し、併せて実践農場には、S-GAP実践農場評価書(基本要領様式5)通知する。

2 S-GAP実践農場評価書に記載するS-GAPナンバーの付与方法は基本要領第7条2項のとおりとする。

(是正評価)

第7条 評価の結果、実践農場として評価されなかった場合、当該申請者は、評価結果を受け取った日から1か月以内(是正期間)にS-GAP農場評価是正評価申請書(基本要領様式6)(以下「是正評価申請書」という。)を第2条で申請した農林振興センター所長に提出できる。

2 是正評価申請書が提出された農林振興センターは、是正箇所について評価し、その結果を第6条に基づき通知する。

附則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

この要領は、令和3年12月6日から施行する。